

議案第 6 4 号

三次市支所設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 1 6 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市支所設置条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 三次市支所設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市甲奴支所	三次市甲奴町西野 4 0 番地 1
---------	-------------------

」を

「

三次市甲奴支所	三次市甲奴町西野 7 4 番地
---------	-----------------

」に改

める。

第 2 条 三次市支所設置条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

三次市甲奴支所	三次市甲奴町西野 7 4 番地
---------	-----------------

」を

「

三次市甲奴支所	三次市甲奴町西野40番地1
---------	---------------

」に改

める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。